

A 1 - 8 1

5 年 保 存 (常)
(令和11年12月31日まで)

F N . A 1 - 4 - 1

鹿 務 第 1 2 9 2 号

令 和 6 年 9 月 2 5 日

各 部 長

各参事官 殿

各所属長

本 部 長

担当	人 事 係	TEL	
----	-------	-----	--

鹿児島県警察職員の再任用事務取扱要領の制定について（通達）

定年退職等の再任用に関する事務取扱要領については、「鹿児島県警察職員の暫定再任用事務取扱要領の制定について（通達）」（令和6年3月18日付け鹿務第394号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、このたび、旧通達を見直し、別添のとおり制定したので、事務処理に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は令和6年9月26日から施行し、旧通達は同月25日限りで廃止する。

別添

鹿児島県警察職員再任用事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年鹿児島県条例第27号。以下「整備条例」という。）等に基づき、鹿児島県警察における定年前再任用短時間勤務及び暫定再任用勤務（以下総称して「再任用」という。）の任用手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

(1) 再任用職員

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員をいう。

(2) 定年前再任用短時間勤務職員

整備条例附則第9条の規定による採用をいい、60歳に達した日以後、定年年齢までの間に鹿児島県警察職員（以下「職員」という。）を退職した者を対象とする。

(3) 暫定再任用職員

改正法及び整備条例の定年延長に伴う暫定措置による採用をいい、職員を退職した者で、次のいずれかに該当するものを対象とする。ただし、採用しようとする職にかかる定年に達していない者は除くものとする。

ア 定年退職者

イ 勤務延長後の退職者

ウ 定年前に退職した者のうち、勤続期間25年以上で、再任用の任期が始まる時点において退職から5年が経過していない者

3 任期

(1) 定年前再任用短時間勤務職員

採用の日から定年退職日に相当する日までとする。

定年退職日に相当する日とは、定年引上げ期間中は61歳から64歳、定年引上げ完成後は65歳とする。

(2) 暫定再任用職員

ア 暫定再任用職員の任期は、原則として4月1日から翌年の3月31日までとし、65歳に達するまで更新することができる。

なお、1回の更新で延長される期間は1年を超えない範囲内とする。

イ 任期の更新は、勤務成績が良好であり、人事管理、業務運営等に及ぼす影響を勘案した上で可能であると認められるときに行うことができる。

ウ 暫定再任用職員の運用は、定年延長の段階的引上げが完成するまでの間（令和14年3月31日まで）とする。

4 勤務制等

(1) 勤務時間・週休日

ア 定年前再任用短時間勤務職員

(ア) 勤務時間は、当分の間、1日5時間30分の週5日（1週間当たり27時間30分）又は1日6時間45分の週4日（1週間当たり27時間）の運用を原則とする。

(イ) 週休日は、日曜日及び土曜日に加えて他の曜日にも設けることができる。

(ウ) 当直・当番及び時間外勤務は、原則として、行わせないものとする。

イ 暫定再任用職員

(ア) 常時勤務（フルタイム勤務）

勤務時間は、1週間当たり38時間45分とする。週休日は、常勤職員と同様とする。

(イ) 短時間勤務

定年前再任用短時間勤務職員と同じ勤務時間及び週休日とする。

また、当直・当番及び時間外勤務についても同様とする。

5 階級等

再任用職員は、以下のとおり、整備条例附則第5条に規定する管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職以外の階級又は職に任用する。

(1) 警察官

警部以上の階級にある警察官は警部補の階級、それ以外の警察官は、退職前と同じ階級での再任用を基本とする。

(2) 一般職員

係長以上の役職にある一般職員は、主査の職、それ以外の一般職員は退職前と同じ職での再任用とする。

6 休暇

(1) 定年前再任用短時間勤務職員

特別休暇については、常勤職員と同様とし、年次休暇については以下のとおりとする。

ア 週5日勤務の場合は、暦年ごとに20日を付与する。

イ 週4日勤務の場合は、暦年ごとに16日を付与する。

ウ 年次休暇の翌年への繰越については、繰越をする前年に付与された年次休暇の日数を上限として繰り越すことができる。

(2) 暫定再任用職員

特別休暇については、常勤職員と同様とし、年次休暇については以下のとおりとする。

ア 常時勤務（フルタイム勤務）は、常勤職員と同様に、暦年ごとに20日を付与

する。

イ 短時間勤務は、定年前再任用短時間勤務職員と同様とする。

ウ 年次休暇の繰越については、常時勤務（フルタイム勤務）の場合は常勤職員と同様とし、短時間勤務の場合は定年前再任用短時間勤務職員と同様とする。

7 再任用職員の任用手続

(1) 意向調査

再任用に関する意向調査は、地方公務員法附則第23項「情報提供・意思確認制度」に基づき、職員が60歳に達する年度の前年度に行うものとする。

(2) 再任用の申込み手続

ア 再任用希望者（既に退職している者を除く。ウにおいて同じ。）は、鹿児島県警察本部長（以下「本部長」という。）が、選考を行う都度、別に定める期日までに、次に掲げる書類を所属（警察本部の課、科学捜査研究所、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、警察学校及び警察署をいう。以下同じ。）の長を経由して本部長に提出するものとする。

(ア) 再任用選考申込書（別記第1号様式）

(イ) 健康状態等申出書（別記第2号様式）

イ 既に退職している再任用希望者には、本部長が選考を行う都度、別に定める期日までに、アの(ア)の書類及び健康診断書（別記第3号様式）を警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由し本部長に提出させるものとする。

ウ 所属の長は、再任用希望者からアの(ア)及び(イ)の書類の提出を受けたときは、再任用選考申込書（別記第1号様式）に適任と認められる職種、勤務実績、健康状態、所属意見等を記載し、申出書とともに警務課長を経由し本部長に提出するものとする。

エ 任期の更新

任期の更新を希望する者は、ア及びウの規定を準用する。

(3) 選考の方法

選考は、(2)に規定する書類を提出した者の中から、その者の次に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。

ア 公務員としての最近の3年間における勤務実績（任期の更新にあつては当該更新直前の任期におけるものに限る。）

イ 退職又は任期の更新前に有していた知識、技能等の保持状況

ウ 再任用の時点での健康状態

エ 再任用しようとする官職に対する意欲、適性等

オ 再任用しようとする官職にふさわしい資格、経歴等

(4) 再任用選考委員会

ア 再任用職員の適正な選考を行うため、鹿児島県警察本部に鹿児島県警察再任用選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

イ 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、次に掲げる者をもって充てる。

委員長 本部長

副委員長 警務部長

委員 生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、首席監察官及び警務部参事官（警務担当）

ウ 委員会は、再任用希望者の選考を行うことを任務とする。

エ 委員会に関する庶務は、警務部警務課において処理する。

(5) 選考結果の通知

本部長は、委員会の選考の結果に基づき、再任用職員選考に関する通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(6) 配置所属の決定通知

本部長は、再任用内定者の配置所属を決定したときは、当該再任用内定者に再任用勤務所属決定通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

(7) 勤務時間決定の通知

ア 改正法附則第6条に規定する短時間勤務の職となる職員の勤務時間の割り振りは、所属の長が定めるものとする。

イ 所属の長は、アにより再任用内定者の勤務時間の割り振りを決定したときは、当該再任用内定者に勤務時間決定通知書（別記第6号様式）により通知するとともに、勤務時間決定報告書（別記第7号様式）により警務課長を通じ本部長に報告するものとする。

再任用選考申込書

氏名	ふりがな		所 属					
			階 級				職 名	
生年月日	年 月 日（ 歳）		性別	男 ☐ 女 ☐	給料	給料表（ ） 級 号		
現 住 所	□自宅 □官舎 □借家 □その他							
退職後の居住予定地	□自宅 □官舎 □借家 □その他							
退職予定年月日	年 月 日		現勤務配置年月日		年 月 日（ 年 か月）			
再任用に関する意向確認	業務内容に関する希望（□にチェックをしてください。）				勤務地等に関する希望（□にチェックをしてください。）			
	【勤務形態】 ☐ 定年前再任用短時間勤務を希望する。 ☐ 暫定再任用（再任用の更新を含む）。 ☐ 常時勤務（フルタイム勤務）を希望する。 ☐ 短時間勤務を希望する。				【所属】 ☐ 現所属で引き続き勤務したい。 ☐ できれば所属を変えたい。 第1希望（ ） 第2希望（ ） ☐ 特に希望はない			
	【希望する業務（係名）】 ☐ 現在の業務 ☐ 現在の業務以外 第1希望（ ） 第2希望（ ） ☐ 特に希望はない。				【管外通勤（現所属以外の所属への配置）となる場合、希望する所属】 第1希望（ ） 第2希望（ ）			
退職後の経歴	(前 職) 年 月 日～ 年 月 日							
	(現 職) 年 月 日～ 年 月 日							
再任用に関する同意		☐ 整備条例第24条第5項 ☐ 鹿児島県職員の定年に関する規則第11条の規定に基づき上記「勤務形態」チェック欄の再任用に 同意（ ☐ します ・ ☐ しません ）。						
※ 適任と認められる職務	具体的に記入すること。			※ 任期の更新等	☐ 新規 ☐ 更新		※ その他 参事 事項	任期の更新 すでに更新した回数 _____回
※ 勤務実績	年	年	年	※ 健康状態	☐ 頑健 ☐ 健康 ☐ やや健康 ☐ 不健康 ☐ 夜間勤務等制限			
※ 所属意見								
年 月 日								所属長

※ 印については所属において記載すること。

健康状態申出書

鹿児島県警察本部長 殿		年 月 日	
		所 属 職 名 氏 名	
現在の健康状態等は、下記のとおりです。			
現在の健康状況	☐ 良好 ☐ 普通 ☐ 良好でないが勤務に支障はない ☐ 病弱		
鹿児島県警察職員の健康管理に関する訓令上の指導区分			
現在治療中の疾病等	区 分	内 容	
	疾病名		
	発病時期		
	医療機関名		
	治療状況		
傷病休暇・病気休職 状況（過去 5 年以内）	傷 病 休 暇	・ ・ ～ ・ ・ （ 日間）	病名（ ）
		・ ・ ～ ・ ・ （ 日間）	病名（ ）
		・ ・ ～ ・ ・ （ 日間）	病名（ ）
	病 気 休 職	・ ・ ～ ・ ・ （ 日間）	病名（ ）
		・ ・ ～ ・ ・ （ 日間）	病名（ ）
		・ ・ ～ ・ ・ （ 日間）	病名（ ）
自動車運転の支障の有無	☐ 支障なし ☐ 支障あり ☐ 運転免許なし ※ 支障がある場合の具体的内容 ()		
その他 ※ 健康状態に不安がある場合は記入すること			

※ 定年等退職に引き続いて再任用を希望する職員にあっては、この申請書の提出日以前 1 年内に実施した定期健康診断又は人間ドックの結果の写しを添付すること。

健 康 診 断 書

住 所			
氏 名		男・女	生年月日 年 月 日

身長	. cm		既往症	
体重	. kg		眼疾	
腹囲	. cm		耳疾	
視力	右	. (.)	運動障害	
	左	. (.)	言語	
聴力	右	1000Hz dB (正常・難)		
		4000Hz dB (正常・難)		
	左	1000Hz dB (正常・難)		
		4000Hz dB (正常・難)		
血圧	～ mmHg			
検尿	糖 () 蛋白 () 潜血 ()		心電図 検 査	
血 液 検 査	赤血球数		所見	
	血色素量			
	AST (GOT)			
	ALT (GPT)			
	γ-G T P			
	総コレステロール			
	中性脂肪			
上記のとおり証明する。 年 月 日 実施機関名 医師名				

※ 血液検査における基準値（参考正常値）を必ず添付してください。

年 月 日

再任用職員選考に関する通知書

様

1 選考結果

☐ 採用内定

☐ 不採用

※ 「採用内定」の場合でも、採用日までに、鹿児島県警察職員再任用事務取扱要領が定める再任用職員として不都合な事由が生じた場合、採用内定を取り消すことがあります。

2 採用予定者に関する事項

(1) 採用年月日

年 月 日

(2) 任用期間

年 月 日から 年 月 日までの間

(3) 採用種別

☐ 定年前再任用短時間勤務

☐ 暫定再任用（フルタイム）勤務

☐ 暫定再任用（短時間）勤務

3 その他

鹿児島県警察職員再任用選考委員会

第 号
年 月 日

殿

鹿児島県警察本部長

再任用勤務所属決定通知書

先に 年 月 日付けをもって本県警察職員（警察官）として再任用する旨の通知をしましたが、あなたの勤務場所を下記のとおり決定したので通知します。

記

1 勤務所属

2 勤務形態

週 時間

3 その他

（必要な記載事項を記載する。）

第 年 月 号
年 月 日

殿

所属長

勤務時間決定通知書

あなたの勤務時間の割り振りを下記のとおり決定したので通知します。

記

（記載上の注意）

- 1 勤務時間の割り振りが特定できる場合は、具体的に記載すること。

（例）

勤務形態 週 時間勤務

勤務時間 曜日から 曜日までの毎日午前 時から午後 時まで

休息時間 午後 時 分から午後 時 分まで

- 2 交替制勤務など、各週の勤務時間が一定しない場合は、「別に定める勤務割表のとおり」と記載し、別紙とすることができる。

第 年 月 号
年 月 日

鹿児島県警察本部長 殿

所属長

勤務時間決定報告書
再任用職員の勤務時間の割り振りを下記のとおり決定したので報告する。

記

再任用職員	係 名	職名（階級）	氏 名
勤務時間の割り振り			

（記載上の注意）

- 1 勤務時間の割り振りが特定できる場合は、具体的に記載すること。
- (例)
- 勤務形態 週 時間勤務
- 勤務時間 曜日から 曜日までの毎日午前 時から午後 時まで
- 休息時間 午後 時 分から午後 時 分まで
- 2 交替制勤務など、各週の勤務時間が一定しない場合は、「別に定める勤務割表のとおり」と記載し、別紙とすることができる。